

(訳文)

原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とベラルーシ共和国政府との間の協定

日本国政府及びベラルーシ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

両国が原子力発電所における事故により甚大な影響を受けたこと、特にチェルノブイリ原子力発電所における事故へのその後の対応によりベラルーシ共和国が得た知見から日本国が多くを学び得ることを想起し、

原子力発電所における事故へのその後の対応に関する情報（低線量被ばくによる影響を含む人間及び環境に対する影響等）を収集し、及び分析する必要性を意識し、

事故の後にとった措置（生活環境の復旧及び住民の保護のための措置並びに放射性廃棄物の取扱い及び緊急事態への対応のための計画を含む。）に関する情報の共有の重要性に留意し、

両締約国政府の国々の協力が両国及び国際社会における人間の安全保障の促進に貢献し得ること並びに両締約国政府の国々の間の協力の成果を国際社会と共有することが国際社会全体にも利益をもたらし得ること

を認識して、

次のとおり協定した。

### 第一条

両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令及びそれぞれの国の予算の範囲内で、かつ、関係する国際約束に基づくそれぞれの権利及び義務に従い、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための次の分野における協力を促進するよう努力する。

- (a) 原子力発電所における事故の人間及び環境に対する影響
- (b) (a)に関してとった措置及びその評価
- (c) 両締約国政府が合意するその他の分野

### 第二条

前条に規定する協力は、次の方法により行う。

- (a) 情報の交換
- (b) 研究者、技術者その他の専門家の交流

(c) 共同セミナーのような行事の開催

(d) 両締約国政府が合意するその他の方法

### 第三条

両締約国政府は、第一条に規定する協力の効果的な実施のため、合同委員会を設置する。合同委員会は、その任務の効率的な遂行に必要な頻度で会合する。

### 第四条

この協定は、日本国又はベラルーシ共和国を締約国とする他の現行の二国間又は多数国間の国際約束に基づきそれぞれの国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

### 第五条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告した日から六箇月を経過するまで効力を有する。

3 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

二千十二年十二月十五日に郡山で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ベラルーシ共和国政府のために